

令和5年度
川口市包括外部監査結果報告書
概要版

令和6年3月
川口市包括外部監査人
公認会計士 久保 直生

目 次

第1章	包括外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3.	監査対象年度	1
4.	監査対象部局	1
5.	監査の実施期間	1
6.	包括外部監査人及び補助者	1
7.	特定の事件を選定した理由	2
8.	外部監査の方法	3
9.	表示数値	3
10.	年号の表記	3
11.	利害関係	3
第2章	子ども・子育て支援事業（補助金等交付事業を除く。）の 財務及び事務の執行について	4
1.	川口市の子ども・子育て支援事業の概要	4
2.	組織及び職員の状況について	4
3.	子ども部直近3年度の事業別歳出予算・決算額	4
4.	おやこの遊びひろば事業（子育て支援課）	4
5.	ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課）	7
6.	母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子育て支援課）	8
7.	病児・病後児保育事業（子育て支援課）	9
8.	赤ちゃんにっこり応援金事業（子育て支援課）	9
9.	児童虐待防止対策事業（子育て相談課）	10
10.	発達相談支援事業（子育て相談課）	11
11.	保育所運営事業（保育運営課・保育幼稚園課）	11
12.	保育所指定管理者候補者選定事業（保育運営課）	13
13.	保育所等の保育支援指導事業（保育運営課）	14
14.	保育料管理業務事業（保育幼稚園課）	14
15.	待機児童対策事業（子ども総務課・保育幼稚園課）	15
16.	青少年関連施設の管理について（青少年対策室）	16
17.	子どもの生活・学習支援事業（青少年対策室）	17
18.	児童センター・こども館の運営事業（青少年対策室）	17

第3章	川口市立高等学校の財務及び事務の執行について	19
1.	川口市立高等学校の概要	19
2.	川口市立高等学校の沿革	19
3.	川口市立高等学校将来構想（中・長期ビジョン）	19
4.	教職員数及び生徒数	19
5.	川口市立高等学校決算の状況	20
6.	行政コストの試算について	20
7.	校舎の概要及び施設整備事業	20
8.	第1校地・第2校地及び旧県陽高等学校の利用状況について	20
9.	学校図書館の管理について	22
10.	教員の労務管理について	23
11.	備品管理について	24
12.	契約管理について	26
13.	資金管理について	26
14.	川口市立高等学校教育支援基金の管理について	28
15.	附属中学校について	29

令和5年度 川口市包括外部監査結果報告書（概要版）

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

子ども・子育て支援事業（補助金等交付事業を除く。）及び川口市立高等学校の財務及び事務の執行について

3. 監査対象年度

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4. 監査対象部局

子ども部子ども総務課、子育て支援課、子育て相談課、保育運営課、保育幼稚園課、
青少年対策室
学校教育部川口市立高等学校

5. 監査の実施期間

令和5年5月25日から令和6年3月6日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

資格等	氏名
公認会計士	久保直生

(2) 補助者

資格等	氏名
公認会計士	西片真由美
公認会計士	藤原康弘
公認会計士	柴田英樹
公認会計士	牧江真弥
税理士	新倉美千子

7. 特定の事件を選定した理由

川口市は、令和3年度から令和7年度までに実行すべき後期基本計画を策定し、同計画において「健やかな子育て・子育て環境づくり」、「子どもがのびのび学べる環境づくり」、「子どもの成長をサポートする基盤づくり」など子ども・子育ての支援や教育に関する事業を政策目標として掲げている。子育て支援事業としては、子育てサポートプラザ事業、おやこの遊びひろば事業、ファミリー・サポート・センター事業及び病児・病後児保育事業等多岐に亘る事業を展開しており、いずれも将来の川口市の人財を生み出すべく重要な施策であり、これらの事業が基本計画に則り遂行されていることを確認することは意義がある。令和5年度は、当該基本計画期間が2年を経過し折り返し点を迎えており、子ども・子育て事業に関して過去2年間の事業の状況を財務及び事務執行の観点からも確認することは時宜を得たものとする。令和5年4月には、政府に「こども家庭庁」が創設され、同年5月には、保育所における多数の不適切保育の実態が調査報告されており、川口市においても、政府の施策と相まって、不適切保育の防止の対策の構築は、前述した基本計画における保育環境の充実の観点からも肝要であり、その状況を確認するためにも監査テーマとすることは有用であるとする。

また、小学校就学後においても、小学校・中学校教育の充実、高等学校教育の充実等学校の教育力向上を政策目標に掲げており、教育に関する事業も川口市における重点施策のひとつであることから監査対象とすることは有用とするが、令和5年度においては、川口市立高等学校を監査対象とする。同校は、平成30年4月に川口総合高等学校、川口高等学校、県陽高等学校の3校を統合・再編して開校しており、令和5年度で5年を経過したことから、再編・統合後の事業が、平成23年1月に答申された「市立高等学校の今後の在り方について」に示された再編・統合の目的の趣旨に適してなされているかを確認するためにも同校の財務及び事務の執行について監査の対象としたとする。なお、令和3年4月には、同校に附属中学校を併設しており、その成果を確認するためにも監査対象とすることは時宜を得ており有用とする。

上記の観点から、令和5年度の川口市の包括外部監査については、子ども・子育て支援事業（補助金等交付事業を除く。）及び川口市立高等学校の財務及び事務の執行が効果的・効率的に実施されているかを確認することが有用かつ市民の利益に資すると思われることから監査テーマとして選定した。

8. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

子ども・子育て支援事業（補助金等交付事業を除く。）及び川口市立高等学校の財務及び事務の執行について、経済性、効率性、有効性、関係法令等への準拠性を中心に監査を実施した。

(2) 主な監査手続

関係法令・条例・規則、予算書、歳入歳出決算書、事業に関する各種管理資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認めた監査手続を実施した。

9. 表示数値

本報告書の表示単位と数値（公表されている資料等を使用している場合を除く。）は、表示単位未満の金額は、原則として四捨五入、また、%の場合には、小数点以下第2位を四捨五入している。

なお、報告書の中の表は、端数処理の関係で、総額と内訳の合計とが一致しない場合がある。

10. 年号の表記

年号の表記については、原則として元号によっているが、市が作成した資料が西暦によっており、本報告書においてそれを引用している部分については、西暦による表記の箇所がある。

11. 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2章 子ども・子育て支援事業（補助金等交付事業を除く。）の財務及び事務の執行について

1. 川口市の子ども・子育て支援事業の概要

（意見1-1） 外国人の子どもに対する子育て支援サービスの提供

川口市においては、令和5年4月1日現在の子ども数に占める外国人の子ども割合が9.9%となっており、約10人に1人が外国人の子どもとなっている。市における各種の子育て支援事業について、外国人の子ども利用が増えることが想定されることから、利用の実態を確認し、必要に応じて、子育て支援事業のサービス内容を外国人にも分かりやすく周知することが望まれる。

2. 組織及び職員の状況について

指摘・意見はない。

3. 子ども部直近3年度の事業別歳出予算・決算額

指摘・意見はない。

4. おやこの遊びひろば事業（子育て支援課）

（指摘1-1） 仕様書の正確な作成について

仕様書と実施報告書の会場数や回数に齟齬が見られ、仕様書の想定最大回数を超えた回数に基づいて委託料の支払いが行われており、仕様書の記載が正確でない状況が認められる。

おやこの遊びひろば事業の仕様書には週1回実施、保育士1名配置の会場について「6会場 実施回数上限238回」、週2回実施、保育士1名配置の会場について「21会場 実施回数上限2,003回」とあるが、実施報告書においては週1回実施、保育士1名配置の会場は「7会場 実際の実施回数314回」、週2回実施、保育士1名配置の会場では「21会場 実際の実施回数2,027回」と両者に齟齬が見られ、想定最大回数を超えた実施回数に基づいて委託料の支払いが行われていた。仕様書にはそれぞれ想定最大回数の記載があるにも関わらず、それを超える実施回数は、仕様書に記載すべき想定最大回数に誤りがあると認められる。

実施回数を含め委託事業は仕様書に従って実施すべきであり、市も仕様書に従った業務の実施を委託事業者に求めるべきであるため正確な仕様書作成に努められたい。

（意見1-2） おやこの遊びひろば事業における見積書の入手について

本事業は予算編成時の見積書の徴取について委託事業者からの一者のみであり、複数の事業者からの徴取がなされていなかった。

市では予算編成時において物品調達を適正に行う観点から見積書の徴取について複数の事業者から徴取することを推奨している（「物品調達の適正な契約に関わる予算編成について（依頼）」令和5年9月28日）。しかしながら、当該事業における予算編成時の見積書は令和3年度委託事業者1者のみの徴取で複数の者からの見積書の徴取がなされていなかった。複数の事業者からの見積書の徴取は、委託事業者の提示する委託料の客観性を確かめるために重要な手続きである（この点について前述の「物品調達の適正な契約に関わる予算編成について（依頼）」には「物品等の積算は、1者のみの参考見積りは市にとって市場価格の把握が難しく、一方、見積業者にとっては予算額が容易に推測でき、価格が高止まりとなる可能性がある」との理由から予算編成時に複数の事業者から参考見積を徴取すべきことを推奨している。）。こうしたことから今後は予算編成時において複数の事業者から見積書を徴取すべきである。

（意見1-3） おやこの遊びひろば事業の業務委託料の検証について

委託料について、契約単価×実際に実施した回数で支払う契約になっているが、実際に実施した回数について市の担当者による検証が行われていなかった。

仕様書によると、委託料については事前に決められた契約単価に実際におやこの遊びひろば事業が行われた回数を乗じて支払われるという契約になっている。この契約単価は、会場ごとに保育士が1名のみの配置と保育士1名及び補助者1名の配置等で契約単価が異なっており、それぞれの契約単価に実際に行われた回数を乗じて支払われている。

しかしながら、当該実際行われた回数については、事業者の報告のみに基づいて支払われており、市では事業者の実施報告書の記録の正確性と実在性の検証が行われていなかった。実際に行われた回数については、委託事業者の報告のみに基づいて支払うのではなく、市でも実施報告書に基づき保育士等の出勤簿の突合や、施設の入退室記録との照合を行うなどの事後的な検証作業を行い、実際に業務が行われているかどうかその真実性を確かめることが望ましい。

（意見1-4） おやこの遊びひろば事業の業務委託料の設定について

おやこの遊びひろば事業は、いくつかの業務で構成されているが、委託料として支払われているのは、おやこの遊びひろばにおける実施会場分のみである。講習会業務については、事業の実施回数に応じた委託料を設定することが望ましい。

おやこの遊びひろば事業に関して仕様書においては「0歳から3歳までの子どもと保護者が遊べる場所の提供、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、地域の子育て関連情報の提供、サークルタイムの実施、年5回程度の子育て支援に関する講習会の実施」の以上6項目がうたわれている。しかし、契約上委託料として支払われているのは、おやこの遊びひろば事業の事業回数のみであり、他の業務についても事業の実施回数に応じた委託料を設定することが望ましい。この点について市

の担当者によると相談業務については当日出勤している保育士と補助者が対応するとの回答であった。しかしながら、相談業務については追加的な費用が発生しなくとも他の外部講師を招聘する各種イベントや子育て講座では追加的な人件費が現実問題として発生している点を踏まえると、これはある業務の超過利益で他の業務の損失を補完している、いわゆる業務の「内部相互補助」が行われている状況といえ、そもそも本来算定すべき委託料について適正な単価や回数が設定されていないといえるものである。

委託料について適正な水準に設定すべきため、個別の業務ごとに委託料を設定することが望ましい。

(意見1-5) おやこの遊びひろば事業に関する広報活動について

おやこの遊びひろば事業について、いくつかのイベントで参加人数が少ないものが生じており、より積極的な広報活動をすることが望ましい。

おやこの遊びひろば事業について、委託事業者からの報告書によると、子どもが0歳から3歳までの親子を対象とした「オンラインふれあい遊び&おしゃべりひろば」は年間を通して6回実施されているが、うち3回は参加人数が0人であった。また、施設別の利用者数について精査してみると、ほとんどの施設で1回の平均利用組数が10組にも満たず、5組に届かない施設も散見されている状況であった。当該事業については、ショッピングモールでの出張イベントを令和4年度は3日間実施され、多数の参加者があったとの報告であるが、このイベントがおやこの遊びひろば事業の広報となることから、出張イベントの回数を増やす、別の場所でのイベント会場を設定するなどの検討を行い、参加者をさらに増やす施策を行うことが望ましい。

(意見1-6) おやこの遊びひろば事業の委託事業者から入手されている見積書について

見積書についてやや粗雑な見積書しか入手されておらず、その結果事後的な分析がなされていない状況である。

委託事業者からの見積書を入手したところ、人件費、遊具管理費、消耗品費などが合計金額でしか記載されておらず、単価×数量で記載されている見積書ではなかった。見積書は金額を確認するだけでなく、費用の単価の妥当性や人員の採用や配置の内容、作業時間や購入する物品の内容や数量の妥当性を確認する重要な資料である。また、単価×数量について見積書と報告書を比較することで、実際の作業や運用の妥当性や経済性などを検証すべきであり、次の事業計画や仕様書の変更や改善にも資するという側面も有する。今後は、単価×数量で記載された詳細な見積書の入手に努めることが望ましい。

(意見1-7) おやこの遊びひろば事業の応募企業数について

応募企業が1者となっているが応募者を増やすための施策も市では特に行われていない。応募企業を増やす施策を行うことが必要である。

おやこの遊びひろば事業の委託事業者の選定に関する資料を閲覧すると、応募企業が1者となっており、1者の応募に基づいて選定手続きが行われていた状況であった。この点についてなぜ応募企業が1者になってしまうのか担当者に問い合わせたところ、おやこの遊びひろば事業は市内各所で開催されるため事業規模が大きくなってしまいうため、特定の事業者しか受けられない可能性が高いとの回答であった。またおやこの遊びひろば事業は令和3年度において初めてそれまでの随意契約から一般公募に切替えたため、参入企業にとってやや敷居が高く参入企業が増えなかったものと推察される面もある。今後は、公募期間を長めに設定する、あるいは公募に関する情報を関係企業により積極的に伝えるように努めるなど、より参入企業を増やすような施策を行うことが望ましい。

5. ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課）

(意見1-8) ファミリー・サポート・センター事業における見積書の入手について

本事業は予算編成時の見積書の徴取について委託事業者からの1者のみであり、複数の事業者からの見積書徴取がなされていなかった。

ファミリー・サポート・センター事業は公募型プロポーザルを採用している。おやこの遊びひろば事業の箇所でも述べたとおりであるが、市では予算編成時に見積書の徴取について複数の事業者から徴取することを推奨している。しかしながら、当該事業における予算編成時の見積書は令和3年度受託事業者1者のみの徴取で複数見積書の徴取がなされていなかった。複数の事業者からの見積書の徴取は、委託事業者の提示する委託料の透明性と客観性を確かめるためにも重要な手続きである。こうしたことから、予算編成時には複数の事業者からの見積書を徴取すべきである。

(意見1-9) ファミリー・サポート・センター事業の委託業者から入手されている見積書について

見積書についてやや粗雑な見積書しか入手されておらず、その結果事後的な分析がなされていない状況である。

委託事業者からの見積書を入手したところ、ファミリー・サポート・センター事業についても人件費、事業費、事務費などがトータルの金額でしか記載されておらず、単価×数量で記載されている見積書ではなかった。おやこの遊びひろば事業でも意見したとおり、見積書は金額を確認するだけでなく、費用の単価の妥当性や人員の採用や配置の内容、作業時間や購入する物品の内容や数量の妥当性を確認する重要な資料である。また、単価×数量について見積書と報告書を比較することで、実際の作業や運用の妥当

性や経済性などを検証すべきであり、次の事業計画や仕様書の変更や改善にも資するものでもある。今後は、単価×数量で記載された詳細な見積書の入手に努めることが望ましい。

(意見1-10) ファミリー・サポート・センター事業に係る業務内容の仕様書への詳細記載について

仕様書の業務委託内容について概略が記載されているのみであり詳細な記述がない。本事業の仕様書における業務委託の内容について閲覧したところ、「令和5年度川口市包括外部監査結果報告書第2章5.(2)②」に記載している内容のみであり、詳細な業務内容について記載されていなかった。この点について、市の担当者に理由を求めたところ、仕様書には受託事業者が運営要領を定めることとしており、そこに詳細が示されているとの回答であった。

しかしながら、仕様書の中で事業者が独自に運営要領を作成させるということは、市が業務の詳細に関して把握していないということが伺え、特定の委託先への過度の依存に繋がる、委託業者の変更の困難性を高める、委託費用の高騰あるいは特定の委託先への依存による業務品質について低下を招く可能性があるなど今後生じるであろう様々なデメリットも否定できない。また、本来仕様書の業務内容と見積書や委託業者からの業務報告書等との整合性も事後に検証すべきであるが、そのような手続きがなされていないということもいえるものである。もし仮に当該事業に関する業務内容について非常に専門性が高いものであった場合、市の担当者レベルでその業務の詳細な業務内容について全てを理解し得ないというのは一般的にあり得ることであるが、本業務がそのようなやむを得ない状況にある業務であるとも認められない。

仕様書には委託業者が行うべき業務内容について詳細に記載することが望ましい。

6. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子育て支援課）

(意見1-11) 当該貸付金の回収手続きの内規一部不備について

当該貸付金の回収手続きについて担当者に問い合わせたところ、特別債権回収課を通じて弁護士法人に回収を依頼することによって回収管理をする方法と、子育て支援課で回収管理をする方法の2つの方法があるとのことである。市の担当者によれば当初は子育て支援課で担当し、延滞期間が3か月を超えた場合は、特別債権回収課を通じて回収に努めるとの回答であった。債権回収のための内規としては、「母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務取扱要領（第5滞納者等に対する措置）」に規定があり、市全体としての債権管理に関する手順等については、特別債権回収課作成の「債権管理マニュアル」に規定されているが、いわゆる3か月ルールについては規定そのものがないため、当該貸付金の回収手続きについて、子育て支援課で回収する場合と特別債権回収課に依頼する場合の基準を明確に規定することが望ましい。

7. 病児・病後児保育事業（子育て支援課）

（指摘1－2） 委託料の設定に関する川口市病児・病後児保育事業実施要綱への記載について

病児・病後児保育業務委託の委託料の支払いについて、川口市病児・病後児保育事業実施要綱に明確に定められていない。

市では病児・病後児保育業務委託の委託料については、市の病児・病後児保育事業実施要綱に従って支払われており、基本分としての一定の金額に対して、年間の延べ利用児童数に応じた加算分を加えて委託を締結している。全ての契約書を見ると、事業費のうちの加算分としては、利用者400人～499人の利用者数（国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づいた500万円）をベースとしており、さらに、500人を超えて100人増えるごとに委託料を100万円加算するという内容となっている。

しかしこの方法による委託料の設定に関する事項については、川口市病児・病後児保育事業実施要綱に明確に定められていないことから、当該事項を実施要綱に定めるべきである。

（意見1－12） 病児・病後児保育事業の委託事業者の事業評価について

令和5年度の病児保育室 Sunny 川口駅前への開設により現在病児保育室は4か所に達し、定員22名の収容が可能となり、さいたま市を除いて、近隣の市町村と比較しても劣る状況ではないように見える。ただし、各病児保育室の定員に比して、実際の利用人数が少なく、十分に利用されていないことが危惧される。利用実績が少ないことは、病児の数が少ないことに起因していればいいが、病児保育室の立地、保育体制等、保護者から見て利用しづらい環境になっていないかは確認する必要がある。一方で市は、委託事業者から各種報告書の提出を受けているが、報告書には利用者の登録状況や利用状況、職員の配置状況、事業収支の状況など多岐にわたる項目が記載されているものの、各種分析ができていない状況であった。病児・病後児保育事業については、その事業の性質上利用度が高い施設が好ましいというものではないが、それでも利用状況や収支の状況を分析して、次年度の予算編成や次回の仕様書に反映させることは事業の継続性という視点からも重要であると考えられる。従って、病児・病後児保育事業の委託事業者の事業評価について随時行うことが望ましい。その上で、保護者の利用しやすい立地での病児保育室の開設に向けての検討も望まれる。

8. 赤ちゃんにっこり応援金事業（子育て支援課）

（意見1－13） 赤ちゃんにっこり応援倍増ポイント事業について

赤ちゃんにっこり応援倍増ポイントについては、令和5年度事業として、子育て支援

課独自の事業として実施されている。ただし、赤ちゃんにっこり応援増ポイントの取得が、一般的ではない乳児のマイナンバーカードの取得を要件としており、さらに、申請方法として、赤ちゃんにっこり応援金を申請した者が、支給決定通知後、乳児のマイナンバーカードを利用して決済事業者専用アプリから申請すること、申請期間も令和5年度は、令和5年9月7日から令和6年3月6日と期間を限定していることから赤ちゃんにっこり応援金受給者に対してどの程度の申請があるかを見極める必要がある。また、赤ちゃんにっこり応援増ポイントについては、子育て支援が目的なのかマイナンバーカード取得の促進なのかが明確ではなく、また、子育て支援課が何故マイナンバーカードの取得の促進を行う必要があったのかも明らかではなく、赤ちゃんにっこり応援金を受給した者に対して赤ちゃんにっこり応援増ポイントの利用者が少ない場合には、子育て支援事業としては、十分に機能していない考えられるため、利用者の立場に立った施策を検討する必要がある。

9. 児童虐待防止対策事業（子育て相談課）

（意見1-14） こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問結果の共有について

川口市では、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、市内に住所を有する生後4か月までの乳児のいるすべての家庭（新生児訪問を利用した家庭を除く）を赤ちゃん訪問員が訪問し、子育ての情報提供・不安や悩み等の相談を行い、赤ちゃんの健やかな成長と楽しい育児を応援している。

直近3年度の対象者数に対する訪問実績数は以下のとおりである。

年度	対象者数	訪問実績数
令和2年度	869*	702
令和3年度	567	537
令和4年度	507	488

※ 緊急事態宣言（第1回目）中は訪問を控えたため、対象者869人のうち135人は子育て情報が掲載されている資料を投函した。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出の影響もあるが、訪問できていない者について、その要因を確認し、将来的な虐待の発生のリスクがないかどうかを検討し、こんにちは赤ちゃん訪問事業の実績、課題について、今後も子育て相談課内の情報の共有を図ることが必要である。

（意見1-15） 児童相談所等との情報の共有について

児童虐待への対応については、埼玉県の子育て相談所でもその対応にあたっており、特に川口市を所管する埼玉県南児童相談所にも相談案件が生じている。引き続き要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所あるいは地元警察署と随時情報共有を行い、児

童虐待事案がさらなる大きな事件とならないように常に目くばりしておくことが必要である。

10. 発達相談支援事業（子育て相談課）

（意見1-16） 子ども発達相談センター「るるる」における相談員の増員について

現状、新規の相談を受けるためには、いつでも相談可能な利用者は比較的早く案内できる状況であるが、通常は1か月から2か月の待機がある。この点、緊急を要する案件は優先的に対応する等の対応を図っているが、仕事の都合などで曜日指定がある場合は待機期間が長くなるケースもある。このような状況を改善するために、増員を検討いただきたい。

（意見1-17） 子育て相談課が実施している発達相談支援事業における業者選定手続について

子育て相談課が管轄している発達相談支援事業に関して、指名競争入札により業者選定が行われている清掃業務などについては、指名競争入札によることが適切な状況とは言い難く、今後は、一般競争入札への変更を検討するべきである。

11. 保育所運営事業（保育運営課・保育幼稚園課）

（意見1-18） 保育士配置基準見直しによる保育士の確保について

民設民営保育所で入所者児童が定員数を超過している施設があるが、施設基準を満たしたうえでの弾力運用を行っているとのことである。令和6年度から保育士の配置基準が76年ぶりに改定され、保育士1人が受け持つ児童数が少なくなり、これまで以上に保育士不足が懸念される。現在、保育士配置基準に抵触する保育所はないが、今後とも、安心、安全な保育運営のために、各保育所の保育士配置基準が満たされているか、定期的に確認することが必要と考える。

（意見1-19） 保育士の所定外労働時間の状況と業務負担の平準化について

労働基準法においては、所定外労働時間の上限は、月45時間となっており、保育所ごとの所定外労働時間一人当たり月平均値はどの施設でも労働基準法の定める上限の範囲内となっている。

しかし、あくまで平均値によっているため、所定外労働時間が0時間の保育士と、毎月所定外労働行っている保育士とに差が出ている。

例えば、令和4年度によると、所定外労働時間が多い特定の保育士は以下のとおりである。

- ①根岸北保育所 令和5年3月度において 42時間
年間の所定外労働時間 258時間

②芝園保育所 令和4年11月度において45時間
年間の所定外労働時間 243時間

③桜保育所 令和4年10月度において48時間
年間の所定外労働時間 294時間

所定外労働時間が多い保育士は令和4年度前においても労働時間が多く、所長などの管理職に所定外労働が多い傾向にある。

事務作業が集中することによるものであり、事務パートを入れて負担軽減に努めているようだが業務の負担を平準化するなど一定の保育士に負担をかけることのないよう注意する必要がある。

(意見1—20) 老朽化している施設の改修工事について

以下の公立保育所は老朽化が確認できる保育所である。

栄町保育所 内装、電気設備経年劣化

南青木保育所 屋上、外壁塗装経年劣化

青木北保育所 屋根・破風に塗装の剥がれほか、電気配線の経年劣化(昭和36年築)

前川保育所 外壁クラック(ひび)

あさひ保育所 外壁にクラック、内装経年劣化

新郷峯保育所 屋上、サッシ経年劣化

根岸北保育所 屋上、軒天経年劣化

芝保育所 外壁クラック、内装経年劣化

芝園保育所 電気配線経年劣化

芝中央保育所 内装経年劣化

芝西保育所 電気配線経年劣化

芝北保育所 内装経年劣化

安行保育所 内装経年劣化

戸塚保育所 外柵の腐食

戸塚西保育所 内装経年劣化

桜保育所 屋根、外壁経年劣化

里保育所 外壁経年劣化

三ツ和保育所 屋根、外壁、内装経年劣化

戸塚しらぎく保育園 外壁クラック

戸塚のぞみ保育園 外壁クラック

並木南保育所 外壁クラック、雨漏り、内装経年劣化

神根保育所 屋上、外壁雨漏り、内装経年劣化、園庭砂流出

青木保育所 内装経年劣化(昭和47年築)

芝高木保育所 外壁クラック

施設計画に伴い計画的に改修を行うとともに、事後保全とする施設についても適切に管理し、必要に応じて改修を行うことが必要である。

(意見1—2 1) 遊具の点検結果を踏まえた園児の安全対策について

朝日北保育所について、2メートル以上の園児の手の届かないところに緊結しているとのことだが、落下等起こらないよう定期的に安全性の確認を図ることが必要である。

戸塚西保育所の遊具については、応急措置はしているとのことだが、事故が発生しないよう、引き続き安全を確認しながら、使用することが望まれる。

川口西保育園については、遊具に排水溝が近接しており、安全領域が取れていないとの結果が出ている。植栽によって排水溝に近づかないようにしているとのことだが、マットを敷くなどしてより安全性の高い対策がとれるのではないかと考える。

(意見1—2 2) 点検実施記録簿への各遊具の設置年月の記入について

遊具の点検記録簿には、遊具の取得年月の情報がない。確かに、定期的な点検が実施される限り、取得年月は不要という考え方もあるかもしれないが、適切に定期的な点検が実施されたとしても、遊具の老朽化により事故の発生可能性は高くなると考えられる。

そこで、遊具の点検記録簿には、遊具の取得年月も記載した上で、一定期間を経過した遊具については、廃棄した上で新たな遊具に更新することを検討することも考えられる。

1 2. 保育所指定管理者候補者選定事業（保育運営課）

(意見1—2 3) 公設民営保育所の指定管理者選定手続について

公設民営保育所の指定管理者候補者の選定については、市内・準市内業者の中から公募することが原則であるが、子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、当該施設の目的・役割等を十分に理解し、児童の生活の場として施設運営が適切に行われ、かつ施設の運営基本方針・目標などが適切であるかについて、運営法人から提出された資料の審査、現地視察、ヒアリング及び財務分析を実施し、総合的に評価をして適正と評価を受けた場合に限り、川口市指定管理者制度運用指針に定められている公募の例外規定「ウ 施設の性質、規模、機能性等を考慮し、又は設置目的に応じた管理運営を適切かつ効率的に実施できる民間事業者等であると認められる場合」により、既存の運営事業者を随意指定とし、更にその結果を川口市指定管理者候補者選定及び評価会議に諮り、選定事業者を決定している。そのため、公募型プロポーザルにて一度選定された後、指定管理者の変更が行われたことがない。公募を経ない手続きは、現在の指定管理者より優れた事業者の募集を排除することになるため、事務手続きの見直しを検討することが望ましい。

1 3. 保育所等の保育支援指導事業（保育運営課）

（意見 1－2 4） 認可外保育施設の抜き打ち調査実施状況について

巡回指導の実施要綱として、「川口市では年に 1 回以上の通常の立入調査とは別に、事前通告なしの巡回指導を行っており、施設訪問時に職員配置及び午睡中の対応について確認をしております。」とあるが、令和 3 年以降認可外保育施設への抜き打ち調査が 1 件も行われていない。認可外保育施設について、子どもを預かる以上、安全・安心な保育の確保は必要であることから、法令で定められた通常の立入調査に加え、抜き打ちによる市の定期的な検査と指導を行うべきである。

（指摘 1－3） 保育施設への立ち入り調査の強化について

立ち入り調査において保育士指導が行われた事例は、大事故につながりかねない案件もあり、このような案件を未然に防止する観点から、定期的に抜き打ち調査する、改善が実行されているかの確認をするなど、保育施設等へのフォロー体制を徹底するべきである。

（意見 1－2 5） 保育所等給食施設の巡回指導の強化について

集団施設での食中毒を防ぐため、巡回指導で「改善が必要」となった施設は、定期巡回の他に、改善が行われているか抜き打ち調査での確認が必要である。

1 4. 保育料管理業務事業（保育幼稚園課）

（意見 1－2 6） 未納保育料の回収業務全般に関するルール・マニュアルの未整備について

未納保育料の回収業務全般に関して、「保育料納付の流れ」という業務の全体像を示したフローチャートはあるものの、業務の流れに関する資料はこの業務の全体像を示したフローチャートがあるだけで、実際に業務を実施するための具体的な手順や判断基準等に関する明文化されたルール・マニュアルが存在しない状況になっている。

市として組織的に業務を実施するために、未納保育料の回収業務全般に関して、手順や判断基準等に関する明文化したルール・マニュアルを整備して、そのルール・マニュアルにしたがって業務を実施することが必要である。

（意見 1－2 7） 滞納者との折衝記録に関する定期的なモニタリングについて

未納保育料の回収業務全般に関して、実際に業務を実施するための具体的な手順や判断基準等に関する明文化されたルール・マニュアルが存在しない状況になっている結果、例えば、保育料滞納者との折衝記録に関して、システム上で記録を残す運用としているが、対応者がシステム上に記録を残す場合の記載の手順・ルールも設けられていない。

このような状況では、担当者により記載レベルにばらつきが生じる可能性も考えられるが、このような状況の中で、システム上の記録などに関して、上長による定期的な確認は実施されていない。

この点、保育料滞納者とのやり取りで問題が生じたら、担当者からの相談に基づき、上長が確認・フォロー等を行っているとのことであったが、滞納者とのやり取りで問題が生じて担当者からの相談に対応することは当然のことであり、対応者がシステム上に記録を残す場合の記載の手順・ルールも設けられていない状況の中では、特に上長による定期的な確認が必要である。

(意見1-28) 児童手当からの特別徴収の検討について

未納保育料について、児童手当受給者の方からの申し出を受けて、市が児童手当の支給額から滞納された保育料の支払いに充てることは行っているが、児童手当からのいわば強制的な徴収（特別徴収）はしていない。

この点、確かに、特別徴収については、対象者の大部分を占める生活困窮世帯からの徴収が妥当であるかという判断基準も必要なため、実施に向けては慎重に検討するべき点は理解できる。

しかしながら、保育料を納付期限内に納付されている多くの方と納付されていない方との負担の公平性を確保する必要もあり、今後引き続き検討の余地があると考ええる。

(意見1-29) 不納欠損処理された保育料に関する分析の未実施について

最終的に不納欠損処理される未納保育料に関しては、十分な回収努力をしたものの、結果として、最終的に回収ができなかった債権であり、このような債権の発生を減少させるためには、最終的に不納欠損に至った経緯の要因別の分析が不可欠と考えられる。

不納欠損処理される債権の発生を減少させるために、最終的に不納欠損に至った経緯の要因別の分析を行う必要があると考えられる。

15. 待機児童対策事業（子ども総務課・保育幼稚園課）

(意見1-30) 「特定の保育所等のみを申込されている方等」の実態の確認の必要性について

待機児童数は、令和元年度（平成31年4月1日現在）の76人から、令和5年度（令和5年4月1日現在）の10人と着実に減少している。しかし、特定の保育所等のみを申込されている方等で希望している保育所に入所できなかった者が、令和元年度の626人から大幅に減少しているものの令和5年度に293人と依然として一定人数存在している。

「特定の保育所等のみを申込されている方等」について、育児休業を継続される方と同様に「保育所入所保留通知書」の入手を希望する者であれば問題ないが、急ピッチで

整備してきた施設が住民のニーズに合っていない可能性があることが懸念される。

待機児童数の計算においては、「特定の保育所等のみを申込されている方等」として、待機児童数には反映されないものの、保育所に入所できなかった児童は存在しており、このような児童を減らしていくことが重要である。

市は、待機児童数が10人となったこと等の理由により、原則、新たな保育所の設置を行わないこととしているが、特定の保育所のみを希望している方が、希望した保育所以外を利用できない理由を確認するなど、住民のニーズの把握に努め、住民ニーズに合った保育所について検討する必要がある。

(意見1-31) 特定の保育所等のみを申込している等の理由で保育園の利用ができていない者への対応について

特定の保育所等のみを申込している等の理由で保育園の利用ができていない者については、実態の把握をする必要があるが、子どもを預けやすい駅に近い保育園を希望したが、入所できず、保育園の入園を断念している者がいることが考えられる。

そのための施策の一つとして、千葉県流山市、栃木県宇都宮市等が導入しており市民から高い評価を得ているとの報道がなされている送迎保育ステーション事業について導入が考えられ、検討してみる価値があるものとする。

(意見1-32) 「保育所等利用保留通知書」の発行について

育児休業給付は原則1歳までで、保育園に入れない場合などは最長2歳の誕生日の前々日まで延長できる。その際、保育園に入れなかった際に自治体から受け取る「保留通知書」があれば、育児休業給付金の延長の申請ができることとされている。

川口市では、「保育所等利用保留通知書」の発行をしている。

この取扱いは、平成31年2月7日の厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」に照らして、事務手続の工夫の範囲として捉えることはできると考えられるものの、育児休業の取得期間を延長するため、保育園の入園の落選を狙う事例が相次いでいるとして、厚生労働省は育休給付の審査の厳格化を検討しているとの報道もなされており、今後それらの情報等を適時入手して対応していくことが望まれる。

16. 青少年関連施設の管理について（青少年対策室）

(意見1-33) 利用度が低い青少年センター施設について

令和4年度における市内8か所の青少年センターの利用状況を見ると安行と本町については本来の設置目的である青少年センターとしての利用が比較的行われているが、他の施設については地域コミュニティもしくは町会としての利用等が主であり青少年団体の利用は少ない状況が伺える。市では市内各所に公民館等が設けられており、他の

類似施設が多数存在している。従って、青少年の健全育成を目的とした青少年関連団体のみを対象とした、当該青少年センターの意義はそもそも高いとはいえない状況であるため、当該施設については、青少年センターとしての利用状況や他の類似施設の存在を考慮したうえで廃止も視野に今後の利活用を検討することが望ましい。

17. 子どもの生活・学習支援事業（青少年対策室）

（意見1-34）委託事業者からの報告に関する分析や事業評価について

子どもの生活・学習支援事業について、委託事業者からの報告について詳細な分析に基づいた事業評価がなされていない。

市は委託事業者から年次報告書などの各種報告書等の提出を受けている。そして担当課はその事業報告書を受けて実施計画事業評価調書を作成し当該事業の事業評価を行っておりその点については評価できる。しかしながら、当該実施計画事業評価調書において行われている事業評価の基礎となる定性的情報は学習教室への参加率及び中学3年生進学率の2項目であり、他の項目については事業評価の対象とされていなかった。仕様書には利用者の目標値、訪問家庭の件数の目標値といった数値目標が設けられており、さらに、就職支援、生活相談支援、食育支援など受験以外に関する事項も盛り込まれている。一方において、委託事業者からの事業報告書には支援員の勤務状況に関することや受験に関すること、あるいは年次報告として子どもの進学や就職状況に関することなど非常に多岐にわたる項目が記載されているため、これらの情報を利用して仕様書の目標値と報告書上の実績値との差異について分析を行うなど、仕様書の事業内容に沿った事業評価を行うことが望ましい。

なお、本市の子どもの生活・学習支援事業については、令和4年度に公募型プロポーザルによる業者選定を行った上で、従前委託していた事業者から現在の事業者への変更を行っている。いうまでもなく委託事業者の変更は市の担当者やユーザーである市民など当該事業にかかわるすべての関係者に大きな影響を及ぼすこともあり後に事務能力の高い業者が現れたとしても忌避されがちなものであるが、本市令和4年度における当該事業者の変更は関係資料を閲覧する限り純粋に事業者の事務能力を評価した上での変更であると伺えるものであった。当該事業者の変更については、とかく前例主義的かつ保守的な選択が行われやすい状況の中での一石を投じるものとして素直に評価したい。

18. 児童センター・こども館の運営事業（青少年対策室）

（意見1-35）鳩ヶ谷こども館の運営に関する規程整備の不十分

鳩ヶ谷こども館の運営に関する規程整備が不十分であった。

児童館は厚生労働省の「児童館の設置運営について（（平成2年8月7日）（発児第123号）（各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知）第2の3の（3）に

定める、「運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すること。」として、運営委員会の設置が義務付けられている。これを受けて南平児童センター、芝児童センター及び戸塚児童センターでは懇話会との名称で運営委員会が実施されていた。しかしながら、鳩ヶ谷こども館については、運営規程に運営委員会の設置が定められておらず、当然運営委員会が開催されていない状況であった。鳩ヶ谷こども館は、児童遊戯室、児童図書室、集会室等を有していることから児童館と同様の施設となっており、実態は児童館に準ずる施設といえるものである。また、児童館の設置運営に関する諸規程は、児童館を安全・適切に運営していくために必要な規程であるため、鳩ヶ谷こども館についても児童館と同様の規程を整備することが望ましい。

(意見1-36) 各児童センター等からの年次の報告書の様式及び内容の統一について

仕様書に従って、各児童センター等から月次報告書の他に年次の報告書が提出されている。この年次報告書について、戸塚児童センターと芝児童センターについては利用者数やイベントの回数あるいはイベントへの参加者数等詳細な人数が記載されていたが、鳩ヶ谷こども館の報告書については戸塚児童センターや芝児童センターとは様式が異なり、利用者数やイベントの回数が記載されていなかった。また、南平児童センターについては、イベントごとの参加者数の記載はあるが、年間の利用者数については言及がなかった。この点について、利用者数については月次報告書に記載があるため、あえて記載しなくても良いとの意見もあるであろうが、年間の利用者数は児童センター等の利用度を図る非常に重要な情報であるので、年次の報告書に記載するのが当然だと思われる。今後は、戸塚児童センターや芝児童センターの様式や内容に合わせて報告書を作成することが望ましい。

第3章 川口市立高等学校の財務及び事務の執行について

1. 川口市立高等学校の概要

(意見2-1) 川口市立高等学校の生徒に対する具体的な目標の設定について

川口市立高等学校の目指すべき学校像として、文武両道に優れ、徳力を備えた地域社会のリーダーとなる人材の育成、科学技術創造立国である我が国をリードする人材の育成、多様な生徒の興味・関心や進路希望に対応し、特に進路保障ができる教育の推進が挙げられているが、川口市立高等学校としてより具体的な目標設定をし、その目的達成度合いを評価し、教育方針の妥当性について毎年度評価をしていくことが重要である。より身近な目標としては、国公立大学、難関私立大学への合格者数、スポーツの分野では、インターハイへの出場者等を具体的に目標設定し、生徒のモチベーションを高めていくことが重要である。なお、この目標設定はかならずしも生徒に周知する必要はない。大学進学実績については、近隣の公立高等学校である埼玉県立蕨高等学校、同川口北高等学校と比較して、必ずしも優位な状況ではなく、川口市立高等学校が、上記の大学を目指す生徒から常に選ばれるような高等学校になることが、将来的に文武両道に優れ、徳力を備えた地域社会のリーダーとなる人材の育成につながることになり、今回206億円の税金を投入して設置した意義が認められるものとする。

2. 川口市立高等学校の沿革

指摘・意見はない。

3. 川口市立高等学校将来構想（中・長期ビジョン）

指摘・意見はない。

4. 教職員数及び生徒数

(意見2-2) 生徒定員数と教職員数の推移について

川口市立高等学校の全日制において、平成30年度の生徒定員数は1,560人であったが、段階的に減らし、令和4年度には1,280人となっている。

一方、高等学校の全日制の教職員数は平成30年度で180人であったが、令和4年度は183人となっており、生徒数を段階的に減らしているにもかかわらず、教職員数は減っていない。

令和6年度以降、附属中学校からの内部進学生、各年80人が高等学校に入学することが予定されており、3年後には内部進学者80名が3学年生じることになる。よって、現状から240名高等学校の生徒が増加する。着地点の状況を見据えて、教職員の適正な数を判断し、教職員数の削減についての検討が望まれる。

5. 川口市立高等学校決算の状況

指摘・意見はない。

6. 行政コストの試算について

(意見2-3) 川口市立高等学校の行政コストについて

令和4年度の川口市立高等学校の行政コストは、一定の条件を置いての試算であるが、新校舎の建設費のコストを加算することによる影響もあるが、1,985,491千円となり、3校再編統合前の平成29年度と比較すると、307,007千円(対平成29年度比18.3%増)となり、再編統合前後で市民負担は、1人当たり3,000円程度と計算されており、3校再編統合によるコスト削減は果たされていないとも計算される。これは、新校舎の建設コストの負担と自己収入の減少も要因となっている。令和6年度から、附属中学校からの進学に伴い、徐々に高等学校在籍者が増加し、中長期的には、新校舎の修繕費等が増加することになるので、将来的な行政コストが増加することが懸念されることから十分な予算管理に努めることが必要と考える。

7. 校舎の概要及び施設整備事業

指摘・意見はない。

8. 第1校地・第2校地及び旧県陽高等学校の利用状況について

(意見2-4) 学校施設の市民への開放について

川口市立高等学校の開校にあたり、新たな校舎及びグラウンド等の建設費用として約200億円が支出されている。また第2校地は主として部活動のみで使用しているが、令和4年度の実績で、年間約9百万円(うち、第2校地単独の維持費5.5百万円、第1校地及び第2校地共通の維持費3.5百万円)の維持費が発生している。維持費は今後も継続的に発生するとともに、建物や構築物は時間の経過とともに劣化するため、将来的には修繕費も発生することが想定される。

川口市立高等学校は、川口市の負担、言い換えると川口市民の負担によって建設された学校である。学校施設は、高等学校及び附属中学校の教育活動のために優先して利用するものであるが、建設費用を負担している市民への還元という観点からは、当該施設の市民の利用の機会は限られている。

学校施設として、人工芝グラウンド、テニスコートやアリーナ棟など充実した施設を有しており、これらを学校教育のために使用するだけでなく、市民の文化・スポーツ活動のために開放することにより、川口市の貴重な資源を学校と市民が共有し、川口市立高等学校の建設費用及び維持費用を負担している市民に対する還元(貢献)になると思われる。

特に第2校地は、部活動を中心に利用しているため、平日の一定時間帯は学校活動で

使用されておらず、市民への開放の検討の余地がある。また、第2校地の完成に約24億円を支出しただけではなく、第2校地固有の維持費として年間5百万円超を支出している。学校施設に要する費用面からみても、学校活動で使用しない時間帯は、有効活用のために市民への開放の検討が必要である。

なお、学校施設開放については、以下の事例がある。

東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県において、都立（県立）学校開放事業として、都立（県立）学校を地域の文化・スポーツ活動の場として、地域に親しまれる学校づくりのためのコミュニケーションの場として、学校運営に支障のない限り外部への開放を実施している。

また、東京六大学野球連盟は、子どもたちの健やかな成長促進や健康への貢献を目的として令和5年12月に社会連携アクション「野球部グラウンドを子どもたちの遊び場へ」を実施している。これは、野球の競技普及・振興にとどまらず、広く子どもたちが運動や遊びを楽しめる場や機会の提供が必要と考え、連盟に所属する全大学野球部が合同で実施した活動である。各大学が実際に使用している練習場を小学生とその家族に開放することによって、子どもたちの健全な成長や地域創生への貢献を実現しようとする活動である。

学校施設の開放については、東京六大学野球連盟のように特定の1日を開放するなど様々な方法が考えられる。川口市立高等学校の施設に関しても、市民への還元（貢献）及び施設の有効活用という観点から、学校施設を市民へ開放することを検討願いたい。

（意見2－5） 旧県陽高等学校の処分計画の進捗について

旧県陽高等学校敷地に開校した夜間中学は、設立当初から新校舎完成までの暫定的な校舎として旧県陽高等学校陽春会館を利用する予定であった。なお、当初の計画では、令和4年度に新校舎への移転が予定されていたが、移転先の土壌調査等により新校舎の完成時期が遅れ、移転が令和6年度に変更になっている。

川口市公共施設等総合管理計画において、旧県陽高等学校は売却し、川口市立高等学校の施設整備の財源とする方針が決定しているが、旧県陽高等学校閉校後6年が経過した現時点において、売却は関係部署において調整中であり具体的な計画は策定されていない。

夜間中学の移転後は学校施設の利用は予定しておらず、廃校舎となる予定である。利用しない施設は公共サービスを生まず、一方で維持コストや安全面の確保など継続的な負担が生じることになる。また、川口市立高等学校は最新の施設設備を導入しており、従前の高等学校の設備維持費以上の支出となるため財源の確保の点からも、具体的な売却計画を進める必要がある。

9. 学校図書館の管理について

(意見2-6) 蔵書管理に関する規程類の整備と運用について

川口市立高等学校においては、蔵書の点検を定期的実施し、図書管理システムのデータと現物の一致を調査しているが、図書に関する規程は、「図書館管理運営規程」及び「図書館利用規程」が存在しているのみであり、これらの規程には蔵書の点検に関する具体的な方法については定められていない。

一般的には、規程に定められた方針について、具体的なルールや手順を手続書やマニュアル等に定め、日々の業務はこれらの手続書やマニュアル等に従って行うことになる。川口市立高等学校においては、図書管理システムを利用して蔵書の管理を行っているが、蔵書点検に関する具体的な手順を定めた文書が存在していない。手順が明文化されていないため、適切な方法で点検が実施され、点検の結果が適切な管理者へ報告されていることが担保できない。

また、蔵書の管理に関しては、蔵書の点検に限らず、図書館資料の登録、保管、除籍等に関する手順に関しても、具体的なルールを定めた手続書やマニュアル等が存在していない状況である。

川口市立高等学校が保管する蔵書数は約6万冊と多く、それに伴い図書館の管理に係る業務量について多くの時間を要すると考えられる。そのため、管理を効率的に実施するために、日々の業務に関する作業手順を定め、手続書やマニュアル等として明文化し、それに従った運用が求められる。

(意見2-7) 延滞図書の督促業務について

図書館資料の延滞状況を確認するため、図書管理システムから出力された督促リストを入手したところ、延滞図書の状況は以下のとおりであった。督促リストによると延滞図書は14冊のみであり、図書の延滞管理は適切に実施されていると思われる。

督促日：2023/08/23 返却判定日：2023/08/23 延滞日数：1日以上

利用者区分	返却期限	延滞日数
教職員	2018/06/25	1,885
教職員	2018/06/25	1,885
教職員	2023/07/19	35
教職員	2023/05/22	93
教職員	2023/06/27	57
生徒	2023/06/30	54
生徒	2023/06/30	54

利用者区分	返却期限	延滞日数
生徒	2023/06/30	54
生徒	2023/06/30	54
生徒	2023/06/16	68
生徒	2023/06/22	62
生徒	2023/05/30	85
生徒	2023/07/20	34
生徒	2023/06/21	63

ただし、14冊のうち5冊は教職員が利用している図書であった。そのうちの2冊は、返却期限が2018/06/25と表記されており、延滞が長期化していた（なお、令和5年9月末に当該図書館資料は返却されている）。

本来、教職員は学校教育の現場において生徒の範となる行動を示すべき存在である。生徒を指導すべき立場の教職員がルールを遵守していなかったことは問題である。延滞期間が長期化した要因は、コロナ禍により督促作業が思うようにできなかった影響も考えられるが、教職員に対しては担当者が督促をしにくいという状況も長期化の一因ではないかと考えられる。

担当者が判断に迷うことなく延滞管理を効果的に行うためには、延滞管理に関する具体的な手順のルール化と明文化、それに従った運用を行うことが必要である。図書館の図書館司書においては、その業務は適切になされており、まったく問題はないが、延滞管理については、ルールを遵守できない教職員に対しては、一層厳格に対応することも必要であり、対応方法の検討が必要である。

10. 教員の労務管理について

(指摘2-1) 時間外在校等時間の削減について

令和4年度における在校等時間数につき川口市立高等学校教育職員の上位3名及び附属中学校上位1名の各月の時間外在校等時間は下表のとおりであった。

月	高等学校教諭1	高等学校教諭2	高等学校教諭3	附属中学校教諭1
4月	120時間26分	152時間20分	104時間28分	123時間31分
5月	84時間49分	72時間02分	137時間26分	134時間49分
6月	93時間45分	137時間30分	128時間54分	128時間13分
7月	116時間52分	127時間00分	23時間52分	159時間38分
8月	92時間34分	125時間30分	73時間09分	69時間49分

月	高等学校教諭 1	高等学校教諭 2	高等学校教諭 3	附属中学校教諭 1
9 月	113 時間 21 分	165 時間 00 分	97 時間 53 分	133 時間 56 分
10 月	131 時間 51 分	137 時間 50 分	116 時間 15 分	112 時間 19 分
11 月	124 時間 25 分	137 時間 00 分	95 時間 07 分	117 時間 05 分
12 月	78 時間 00 分	85 時間 10 分	43 時間 30 分	73 時間 47 分
1 月	86 時間 33 分	104 時間 10 分	77 時間 29 分	84 時間 17 分
2 月	81 時間 01 分	106 時間 30 分	63 時間 48 分	78 時間 12 分
3 月	60 時間 23 分	—	1 時間 36 分	114 時間 44 分
合計	1,184 時間 00 分	1,350 時間 02 分	963 時間 27 分	1,330 時間 20 分

上表の時間は、業務量に関する規則が定める時間外在校等時間の原則的な上限時間のみならず、臨時的な特別の事情により時間外業務が生じた場合の例外的な上限時間を大幅に超過するものである。また、100時間を超えるような時間外在校等時間が経常的に生じており、管理職の面談による指導助言が時間外在校等時間の削減に繋がっているとは言い難い。

教育職員の業務量を適切な範囲内に収めなければ、教育職員が疲弊したり、自己研鑽の時間を確保できず、教育サービスの水準の低下につながることはもとより、安全配慮義務違反を問われる事態にもなりかねない。

したがって、時間外在校等時間について、業務量に関する規則が定める上限の範囲内となるよう、部活指導の協力体制の確立や、校務分掌の見直し等、実効性のある対策が必要である。

(意見 2-8) 勤怠管理システムの改修について

令和 4 年度における在校等時間数につき川口市立高等学校教育職員の上位 3 名及び附属中学校上位 1 名の各月の時間外在校等時間について、第 1 校地外での勤務時間や、打刻漏れ、自己研鑽その他業務外の時間については、勤怠管理システム外で調整がなされている。勤怠管理システム外での調整は、計算誤りにつながり、また、調整作業時間を余計に発生させるものである。

したがって、勤怠管理システムについて、これらの時間を調整可能にし、時間外在校等時間が自動で算出されるよう改修することが望まれる。

1 1. 備品管理について

(指摘 2-2) 備品管理台帳と現物の状況との不一致について

旧 3 校において備品管理に不備があり、再編統合時点において備品管理台帳と現物の状況との間で不一致が生じていた。そのため、再編統合時点において、備品管理台帳に登録されていた旧 3 校の備品は一旦、全て返納（除却）処理をし、残存備品を検証し、

再度、正確な情報を備品管理台帳へ登録することを予定していた。しかし、再編統合時に備品管理台帳に登録されていた備品数につき、旧川口総合高等学校が10,207点、旧県陽高等学校が4,491点、旧川口高等学校が5,608点と多数に上っていたことから、正確に備品の状況を把握することができなかったとのことである。

そのため、旧3校の備品管理台帳の情報につき、適切に修正されることなく川口市立高等学校の備品管理台帳に登録された。その後も備品管理台帳の修正が完了せず、備品管理台帳から任意に抽出したサンプルに対する実査（令和5年8月23日実施）及びヒアリングの結果のとおり一部の備品について、備品管理台帳と現物の状況との間で不一致が生じている。

備品管理台帳と現物の状況との間に不一致が生じていると、紛失・破損している備品の把握が困難となったり、備品の私物化の原因ともなる。加えて、財産に関する調書及び備品現在高報告書の記載が誤りとなってしまう。

したがって、全ての備品の棚卸しを実施し、備品管理台帳と現物の状況との間の不一致を解消する必要がある。

（指摘2-3） 備品整理票の貼付けについて

備品管理台帳から任意に抽出したサンプルに対する実査（令和5年8月23日実施）及びヒアリングの結果のとおり、一部の備品について、備品整理票の貼付け及び適当な方法で表示がなされていない。備品整理票は、棚卸し時における備品の特定や、備品台帳に登録されていることを示すことによる廃棄時における返納処理漏れの防止に資するものである。

したがって、原則として全ての備品に対し備品整理票を貼付ける必要がある。また、高価品であること等を理由として備品整理票の貼付けができないもの又は不適當なものについても、プレートを吊るす等適当な方法で個別番号等の情報を表示する必要がある。

（意見2-9） 棚卸しマニュアルの作成について

川口市立高等学校で管理している備品は多数に上り、加えて、設置場所も広範であることから、棚卸しは容易でない。また、棚卸しには実際に備品を使用し、状況を把握している教員の協力も必要であると考えられる。

したがって、川口市立高等学校での備品の棚卸しは特定の職員のみで行うのではなく、全教職員の協力の下、組織的に行う必要がある。備品の棚卸しマニュアルを作成することが望まれる。

12. 契約管理について

(意見2-10) 契約方法に関する検討過程について

地方公共団体による売買、貸借、請負その他の契約は、原則として一般競争入札により締結しなければならず、指名競争入札や随意契約が認められるのは、その性質又は目的が一般競争入札に適しないとき等、例外的な場合に限られる（地方自治法第234条第1項、第2項）。そのため、指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合には、その方法による理由や業者の選定理由を明らかにする必要がある。

令和4年度に係る川口市立高等学校の契約（契約金額総額300万円以上）について、契約締結に関する決裁文書の閲覧により、契約方法を確認した結果、指名競争入札や随意契約により契約を締結する理由について、令和2年度以前に締結された契約に関しては、契約締結に関する決裁文書に記載されていないものの、業務改善により、近時に締結された契約に関しては、当該理由が記載されている。

しかし、記載理由のうち、「不誠実な者が入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、事業日程に著しく支障をきたすおそれがあるため」や「契約不履行により業務の遂行に支障をきたさないよう、本件の取り扱いが可能で、かつ履行の確保が見込まれるものを対象とする必要があるため」といったものは、全ての契約に当てはまるものであり、抽象的である。このような記載では、一般競争入札によらない理由が明確でないことはもとより、業者の選定に必要な条件が曖昧となり、決裁権者が判断を誤ったり、契約締結過程に関する適切性の検証に支障を来すおそれがある。

したがって、指名競争入札や随意契約により契約を締結する理由について、具体的に明記するよう改善が望まれる。

13. 資金管理について

(指摘2-4) 現金及び預金取扱規程の周知について

現金及び預金管理に関して、学校における会計事務（現金及び預金）に関する規程の有無について質問したところ、「川口市立高等学校市費外諸費に係る会計事務取扱要綱」が存在していたが、担当者に対して規程の周知が十分に行われていなかった。

現金及び預金に関する業務は、学校に限らず一般的に事故が発生する可能性が高い。そのため、事故を防止するために規程や手順書を定め、担当者が決められた手順に従って日々の業務を行い、上位者がこれを監督すべきものである。また、人事異動等で担当者が変更になった際にも、規程や手順書によって効率的に業務の引継ぎを行うことができる。適正かつ効率的な管理を行うため、川口市立高等学校市費外諸費に係る会計事務取扱要綱を周知すること、また規程に基づいて手順書を整備する必要がある。

(意見2-11) 未使用銀行口座の整理について

川口市立高等学校が管理する通帳31通のうち、1年超入出金のない銀行口座が3

件あった。うち2件については、預金残高がゼロであり、今後使用予定のない口座であった。残りの1件は、最終の取引記録が令和2年12月3日、100,011円の残高があり、他の団体からの振込のために使用する口座であった。

未使用の銀行口座は、悪用され事故が発生する可能性があるため、今後使用しない銀行口座は解約手続を行う必要がある。

(意見2-12) 銀行口座の管理資料の作成について

高等学校及び定時制課程に関連する通帳とキャッシュカードは事務室の金庫に保管されている。学年ごとの積立金等、目的ごとに銀行口座を開設しているため保有する通帳とキャッシュカードが多い。銀行口座に係る管理の資料として、銀行口座を一覧できる資料が存在していないため、あるべき通帳とキャッシュカードが全て金庫内に保管されているのか否か判断ができない。事故が発生した場合には、発見されるまでに時間を要する。よって管理資料として銀行口座一覧表の作成を検討願いたい。

(意見2-13) PTA会計の繰越金について

PTA会計の繰越金は保護者からの預り金が積みあがったものであり、本来はその年度の保護者へ返金すべきものである。しかし、過年度の繰越金を当時の保護者へ返金することは困難であることから、川口市立高等学校では、繰越金を次年度へ繰り越すことをPTA総会において説明し、承認を受けている。しかし、多額の繰越金が継続することは好ましくなく、適正な水準にすべく対応を図る必要がある。PTA会費のうち一般会計については、令和4年度の支出済額5,544千円に対して、その約2.7倍の14,981千円の繰越金を有しており、適正残高を超過していると考えられ、今後の対応が望まれる。

(意見2-14) PTA会費(特別会計)の用途について

川口市立高等学校・附属中学校PTA会則は、本校の教育振興等を充実するため理事会に諮り、総会の承認を得て特別会計を設定することができるとし、特別会計は、埼玉県教育関係職員必携に基づき支出すると規定している。

PTA(特別会計)の支出について、令和2年度から令和4年度において補助教材費の中には、本来、市の高等学校費の予算で支出すべきものが含まれていないか危惧される。埼玉県教育関係職員必携に照らして適切な支出であるか精査が必要である。

また、一般会計においても生徒証用プリンターの購入等、市の高等学校費の予算で支出すべきものと考えられる支出があり、併せて精査する必要がある。

(意見2-15) PTA(記念事業基金)について

PTA(記念事業基金)について、当該記念事業の実施時期、事業の内容、事業予算、

記念事業基金の必要額、記念事業基金の積立計画が明確になっていない。記念事業を実施するときには、その基金の負担をした者が卒業生の保護者となっていることを踏まえて、在校生のみが参加できる事業ではなく、卒業生を含めた基金の負担者全員に便益が及ぶような事業とするよう配慮することが必要である。

(意見2-16) P T A総会議事録の作成

P T A総会の総会議事録の作成が行われていないため、前述している繰越金を次年度に繰り越しすることについて、総会で説明及び承認を受けた事実を確認することができない。全ての保護者がP T A総会に出席できるわけではなく、欠席した保護者に対しての説明責任を果たすために、総会の議事録の作成を会則に定めることを検討願いたい。

(意見2-17) 外部会計監査を行う者について

川口市立高等学校・附属中学校P T A会則は、川口市立高等学校・附属中学校P T Aの外部会計監査として、税理士等を置くものとする規定している。ただし、税理士は、会計監査の専門家ではなく、監事については、その資格は問われないが、会則で外部会計監査を行う者を置く規定する以上、その資格は公認会計士法により公認会計士とすべきである。公認会計士法第47条の2は、公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）を営んではならないと規定している。

14. 川口市立高等学校教育支援基金の管理について

(意見2-18) 寄附金増額への取組について

川口市へのふるさと納税は、平成30年度の2,172千円から令和4年度41,320千円と大幅な増加をしている。それに比較して、川口市立高等学校への「教育支援」を選択している者については、ふるさと納税総額に占める割合は増加しているものの寄附金額の増加が顕著とは言えない状況である。

「ふるさと納税」は、主に、川口市に居住する者以外の者からの寄附金となるために、川口市から返礼品を目的として寄附をしてくれる者に対して、川口市立高等学校の生徒等の教育活動支援に理解を求める必要があり、ハードルは高いものと思われる。ただし、少なくとも川口市へのふるさと納税を検討している者に対して、川口市立高等学校の生徒等の教育活動の取組及び当該寄附金がどのように使われて、どのような成果を得ているかについて理解をしてもらうべく説明をする必要はあると考える。

また、将来的に、支給要件を充足し当該基金から給付を受ける者が増加することを目指していることから、基金増加のための方策として、ふるさと納税のみに頼ることなく、地元企業等への支援の要請等の働きかけを積極的に行っていくことも検討すべきと考える。市内法人からの寄附金が、令和元年度以降、件数、金額ともに僅少であることか

ら地元企業への基金制度、基金の使用用途、その使用に伴い進学実績の成果等の説明をし、理解を深めることで寄附金増額への働きかけの検討が必要である。

(意見2-19) 大学進学者への給付要件の明確化の検討について

高校在学者への奨学金の給付については、夏季及び冬季の外部の講習機関（代々木ゼミナール）の講習の受講費の支援でほぼ希望者全員に支給されている。一方、大学進学者への奨学金は、原則として、国公立大学及び難関私立大学への現役合格者を対象として支給決定をしている。支給決定の審査は、予算額300万円について候補者を評価して支給決定されているが、各年度で相対的な評価がされていることから、同じ大学でも給付対象とされる年もあれば、支給されない年もあるという可能性がある。私立大学については、支給対象となる大学、学部を明示し、同大学、学部に進学した者には奨学金を支給する等、支給基準を明確にすることが必要である。

15. 附属中学校について

(意見2-20) 附属中学校の志願者の確保について

附属中学校は、令和3年4月1日に設置され、令和6年3月31日に第1期の生徒が卒業し、原則として、川口市立高等学校に進学することになる。附属中学校の生徒が、中学3年間で、どの程度学力が向上し、人間的にも成長したかを確認し、附属中学校の教育方針、教員の指導力等についても評価し、今後の附属中学校の併設の成果を高めていくことが必要である。令和6年度以降も、現状の志願者数を確保するためには、附属中学校出身の進学者の大学進学状況の結果が重要な判断要素となると思われることから、その意識をもって教育体制を考えていく必要がある。